本号で公布された法令のあらまし

◇災害対策基本法施行令の一部を改正する政令（政令第二七号）（内閣府本府）

1　復興庁が廃止されるまでの間における中央防災会議の委員の定数の特例を定めることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇大気汚染防止法施行令及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八号）（環境省）

1　都道府県知事並びに地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二五二条の一九第一項の指定都市の長、同法第二五二条の二二第一項の中核市の長（以下「都道府県知事等」という。）及び政令で定める市の長が処理している一般粉じんに関する規制に係る事務（工場以外）並びに都道府県知事等が処理している一般粉じんに関する規制に係る事務（工場）を地方自治法第二五二条の二六の三第一項の特例市の長（以下「特例市の長」という。）へ移譲することとした。（第一条関係）

2　都道府県知事等が処理している一般粉じん発生施設に関する公害防止管理者等に係る事務を特例市の長へ移譲することとした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二四年四月一日から施行することとした。

政　令

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年二月十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二十七号

災害対策基本法施行令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十二条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2　復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「二十五人」とあるのは、「二十六人」とする。

附則中第三項を削り、第四項を第三項とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

大気汚染防止法施行令及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年二月十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二十八号

大気汚染防止法施行令及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第三十条の二及び第三十一条第一項並びに特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第十三条及び第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（大気汚染防止法施行令の一部改正）

第一条　大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「前段」を「この項前段」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「粉じん」を「特定粉じん」に、「同項各号」を「第二項各号」に改め、（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、「前段」を「この項前段」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「、川口市、所沢市、越谷市」及び「、平塚市」を削り、「、四日市市、吹田市、枚方市、八尾市、明石市、加古川市、呉市、大牟田市及び佐世保市」を「及び大牟田市」に、「前段」を「この項前段」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　前項に規定する事務及び法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る第一項各号に掲げる事務であつて工場に係るものは、特定特例市の長が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、特定特例市の長に関する規定として特定特例市の長に適用があるものとする。

第十三条に第一項として次の一項を加える。

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち一般粉じんに関する規制に係る次に掲げる事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長（川口市、所沢市、越谷市、平塚市、四日市市、吹田市、枚方市、八尾市、明石市、加古川市、呉市及び佐世保市の長（以下「特定特例市の長」という。）を除く。以下この項において「特例市の長」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、特例市の長に関する規定として特例市の長に適用があるものとする。

一　法第十八条第一項及び第三項並びに第十八条の二第一項の規定並びに法第十八条の十三第二項において準用する法第十一条及び第十二条第三項の規定による届出の受理に関する事務

二　法第十八条の四の規定による命令に関する事務

三　法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務

四　法第二十七条第三項の規定による通知の受理に関する事務

五　法第二十七条第六項の規定による協議に関する事務

六　法第二十八条第二項の規定による協力を求め、又は意見を述べることに関する事務

附則第五項中「政令市の長」の下に「及び特定特例市の長（以下この項において「政令市の長等」という。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として政令市の長等に適用があるものとする。

附則第六項中「中核市の長」の下に「（以下この項において「指定都市の長等」という。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、法及びこの政令中この項前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「前段」を「この項前段」に改め、同条第一号中「、一般粉じん発生施設」を削り、「次号」を「以下この条」に改め、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、「地方自治法第